曽根町地主小作協調会々則

第一條　本会ノ名称ヲ曽根町地主小作農事協調会ト称ス

第二條　本会ハ曽根町地主及小作者間ノ融和親善協調ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三條　本会ハ曽根町在住ノ地主小作及其以外ヨリ選出シタル委員ヲ以テ組織ス

第四條　本会事務所ヲ曽根町役場内ニ置ク

第五條　委員ノ数ハ十八名トス

第六條　委員ノ選挙ハ曽根町在住地主小作者各六名ヲ互選シ其ノ当選シタル委員ニ於テ更ニ曽根町公民ヨリ六名ヲ選挙ス

第七條　委員長ハ町長之ニ当ル

第八條　委員ノ任期ハ二ヶ年トシ再選ヲ妨ケス

第九條　委員長ハ必要ニ応シ委員会ヲ招集ス

委員半数以上ノ請求ニヨリ開会スルコトヲ得

第十條　第一條ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲナス

一、地主小作者間ノ利害ノ調査ト衆論ノ解決ヲ図ルコト

一、農事ノ改良奨励及副業ノ奨励ヲ図ルコト

第十一條　本会ノ経費ハ寄附金又ハ町ノ補助金ヲ以テ之ニ充ツ。